

税の申告が始まります

申告会場 市役所5階 大会議室
申告期間 2月16日(火)～3月15日(月)
 午前9時～午後5時(土・日曜日・祝日を除く)

申告の際の留意事項

- 新型コロナウイルス感染予防・拡大防止のため、申告会場へご来場いただく際はマスクの着用と会場入口での手指消毒にご協力ください。また、風邪症状や37.5℃以上の発熱のある人は来場をお控えください。
- 市役所5階の申告会場は、所得税の確定申告会場(税務署職員対応)と市・県民税の申告会場(市役所職員対応)に分かれており、それぞれ受付が異なりますので注意してください。
- 確定申告会場の混雑緩和のため、作成指導を行っている会場への入場には、「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は会場当日配布しますが、LINEアプリを使えば事前にオンラインで入手することも可能です(配布方法は、国税庁ホームページなどでお知らせします)。なお、「入場整理券」の配布状況に応じ、後日の来場をお願いすることもありますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。
- 作成済の確定申告書の提出のみ(確認不要)を行う場合、「入場整理券」は必要ありません。
- 確定申告期間中は、桑名税務署での申告書の作成指導は行いません。
- 作成済みの確定申告書を郵送で提出する場合は、桑名税務署(〒511-8510 江場7-6)へ、作成済みの市・県民税申告書を郵送で提出する場合は、税務課(〒511-8601 中央町2-37)へ送付してください。

申告に必要なもの

- 【必ず必要なもの】**
- 筆記用具 申告書(事前送付されている人)
 - 本人確認書類(マイナンバーカードまたは個人番号通知カード+運転免許証、パスポート、健康保険証など)
- 【令和2年中の所得を明らかにできる書類(作成済みの確定申告書を提出する場合は不要)】**
- 給与、公的年金収入がある人…源泉徴収票 営業・農業・不動産などの所得がある人…収支が分かるもの
 - 配当・一時・雑所得がある人…支払通知書などその所得を証明する書類
- 【控除を受けるために必要な書類(主なもの)】**
- 医療費控除…医療費控除の明細書
 - 特例医療費控除…セルフメディケーション税制の明細書および一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類
 - 生命・地震・社会保険料控除…保険料支払証明書 障害者控除…障害者手帳(障害者手帳をお持ちでない人で、介護保険の要介護認定を受けており一定の条件に該当する人は障害者控除対象者認定書)
 - 配偶者特別控除…配偶者の所得金額が分かるもの
 - 所得税の還付を受けようとする場合は、申告者本人名義の預金口座情報が分かるもの
 - まちづくり拠点施設では、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払証明書を交付できません。

申告をしないと、どうなるの?

国民健康保険税の軽減措置の適用が受けられなかったり、各種証明書などの発行ができなかったりする場合がありますので、忘れずに申告してください。

自宅でも確定申告ができます

e-Tax(電子申告)による確定申告の方法を動画投稿サイト「ユーチューブ」で紹介しています。右の二次元バーコードからご覧ください。



多度・長島地区市民センターで市・県民税申告書の提出会場を開きます

多度・長島地区市民センターの会場では、新型コロナウイルス感染予防・拡大防止のため、今回から面談による個別の対応は行いません。受付票と添付書類をお預かりし、市役所で市・県民税申告書を作成した後、控えを送付させていただき対応となりますのでご了承ください。また、後日市役所から連絡させていただく場合がありますので、受付票には必ず日中連絡可能な電話番号をご記入ください。

▷なお、確定申告については、申告書の提出(確認不要)の人のみ受け付けます。

多度地区市民センター3階 304会議室 2月24日(水)～26日(金)

長島地区市民センター2階 大会議室 3月3日(水)～5日(金)

受付時間：午前9時～午後3時

▷会場の混雑の状況により、受け付けを早めに終了する場合がありますのでご了承ください。



所得税および市・県民税申告フローチャート

下記の場合は下表にかかわらず、所得税の確定申告が必要です。

- ・納めすぎた所得税の還付を受ける場合
- ・各種控除(社会保険料、生命保険料、医療費、扶養など)を追加・変更する場合
- ▷所得税の納付・還付がない場合は、市・県民税の申告となります。

収入種類	申告内容	申告種類
・収入なし ・非課税収入のみ (遺族年金、障害年金など)	・税法上、誰の扶養にもなっていない	市・県民税の申告
	・桑名市在住でない親族の税法上の扶養である ・桑名市在住の親族の税法上の扶養である	申告不要
公的年金収入	・公的年金収入が400万円以下で、ほかの所得がなく、年金の源泉徴収票の内容に変更がない	申告不要
	・公的年金収入が400万円を超える ・公的年金収入以外の所得が20万円を超える	所得税の確定申告
給与収入	・公的年金収入以外の所得が20万円以下である	市・県民税の申告
	・年末調整された給与の源泉徴収票の内容に変更がない (給与の支払いを1カ所のみから受けている場合に限る)	申告不要
	・給与収入が2000万円を超える ・給与収入以外の所得が20万円を超える	所得税の確定申告
公的年金・給与以外の所得(農業、不動産、配当など)	・2カ所以上からの支払いを受けており、合算して年末調整されていない	市・県民税の申告
	・給与収入以外の所得が20万円以下である	市・県民税の申告
令和2年中の収入	・所得金額より所得控除が少ない場合(所得税が課税される)	所得税の確定申告
	・所得金額より所得控除が多い場合(所得税が課税されない)	市・県民税の申告

▷複数の項目に該当する場合、手続きの優先順位は、①所得税の確定申告②市・県民税の申告③申告不要です。また、所得税の確定申告をした場合は、市・県民税の申告は不要です。

一般的なフローチャートです。不明な点はお問い合わせください。

問 市・県民税の申告について…税務課(☎ 24-1149、24-1150 FAX 24-1253)
 所得税の確定申告について…桑名税務署(☎ 22-5121)